

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 6 - 外1 - 3

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年5月30日

【会社名】 クレディ・アグリコル・エス・エー  
(Crédit Agricole S.A.)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者代理  
ジェローム・グリヴェ  
(Jérôme GRIVET, Deputy Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 フランス、セデックス、モンルージュ、92127、  
合衆国広場 12番地  
(12, place des États-Unis 92127 Montrouge Cedex France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小林 穰

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 安藤 紘人  
弁護士 河田 健太郎  
弁護士 完山 聖奈

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1914

【発行登録の対象とした  
募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】

クレディ・アグリコル・エス・エー 第30回円貨社債（2025）	163億円
クレディ・アグリコル・エス・エー 第5回変動利付円貨社債（2025）	269億円
クレディ・アグリコル・エス・エー 第21回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）	59億円
クレディ・アグリコル・エス・エー 第22回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）	23億円
クレディ・アグリコル・エス・エー 第23回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）	21億円
クレディ・アグリコル・エス・エー 第12回円貨社債（劣後特約付）（2025）	45億円
クレディ・アグリコル・エス・エー 第13回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2025）	270億円

## 【発行登録書の内容】

提出日	2024年4月5日
-----	-----------

効力発生日	2024年4月14日
有効期限	2026年4月13日
発行登録番号	6 - 外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

## 【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	減額による 訂正年月日	減額金額
6 - 外1 - 1	2024年5月30日	73,600,000,000円	該当事項なし	
6 - 外1 - 2	2025年1月10日	94,300,000,000円	該当事項なし	
実績合計額		167,900,000,000円	減額総額	0円

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額)

332,100,000,000円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

該当事項なし

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

## 第一部 【証券情報】

<クレディ・アグリコル・エス・エー第30回円貨社債（2025）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第5回変動利付円貨社債（2025）に関する情報>

注：別段の記載がある場合を除き、<クレディ・アグリコル・エス・エー第30回円貨社債（2025）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第5回変動利付円貨社債（2025）に関する情報>で定義された用語は、当該項目に記載された用語を指す。

### 第1 【募集要項】

本「第1 募集要項」には、クレディ・アグリコル・エス・エー（以下「発行会社」という。）が発行する、異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、クレディ・アグリコル・エス・エー第30回円貨社債（2025）（以下「第30回円貨社債」という。）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第5回変動利付円貨社債（2025）（以下「第5回変動利付円貨社債」という。）ごとに異なる取扱いがなされる場合、またはそれぞれの社債ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合にはそれぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、<第30回円貨社債>および<第5回変動利付円貨社債>の見出しの下に記載された「本社債」、「本社債権者」、「社債の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれ第30回円貨社債および第5回変動利付円貨社債に係る用語を指し、いずれかの種類の社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該種類の社債に関する関連見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらの社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

#### 1 【社債（短期社債を除く。）の募集】

<第30回円貨社債>

銘 柄	クレディ・アグリコル・エス・エー 第30回円貨社債（2025）(注1)(注2)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	163億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	163億円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利 率（%）	年1.559%
利払日	毎年6月5日 および12月5日	償還期限	2030年6月5日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し

申込期間	2025年5月30日	払込期日	2025年6月5日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(中略)

## &lt; 第5回変動利付円貨社債 &gt;

銘 柄	クレディ・アグリコル・エス・エー 第5回変動利付円貨社債(2025)(注1)(注2)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	269億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	269億円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利 率(%)	TONA複利(下記「利息支払の方法」に定義する。)に年率 0.65%を加えた利率
利払日	毎年3月5日、6月5日、 9月5日 および12月5日(注3)	償還期限	2030年6月5日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2025年5月30日	払込期日	2025年6月5日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(中略)

(注3) 2025年6月5日(その日を含む。)から2030年6月5日(その日を含まない。)までの期間に関する利払日が営業日(下記「利息支払の方法 - (1)」に定義する。)でない場合には、利息の当該支払期日を翌営業日に繰下げるものとする(これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合かかる支払期日は直前の営業日に繰上げられるものとする。)。詳細については、下記「利息支払の方法 - (1)」を参照のこと。

(中略)

## 引受人

## &lt; 第30回円貨社債 &gt;

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
クレディ・アグリコル証券 会社 東京支店	東京都港区東新橋 一丁目9番2号	共同主幹事会社 が連帯して本社 債の発行総額を 引受けるので、 個々の共同主幹 事会社の引受金 額は無い。	本社債の発行総額は、 発行会社と共同主幹事 会社との間で2025年5 月30日に調印された元 引受契約に従い、共同 主幹事会社により連帯 して買取引受けされ、 一般に募集される。共 同主幹事会社に対して 支払われる本社債の幹 事、引受けおよび販売 に係る手数料の合計 は、本社債の総額の 0.25%に相当する金額 である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号		
三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目9番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目13番1号		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合 計		16,300	

## &lt; 第5回変動利付円貨社債 &gt;

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
クレディ・アグリコル証券 会社 東京支店	東京都港区東新橋 一丁目9番2号	共同主幹事会社 が連帯して本社 債の発行総額を 引受けるので、 個々の共同主幹 事会社の引受金 額は無い。	本社債の発行総額は、 発行会社と共同主幹事 会社との間で2025年5 月30日に調印された元 引受契約に従い、共同 主幹事会社により連帯 して買取引受けされ、 一般に募集される。共 同主幹事会社に対して 支払われる本社債の幹 事、引受けおよび販売 に係る手数料の合計 は、本社債の総額の 0.25%に相当する金額 である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号		
三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目9番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目13番1号		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合 計		26,900	

## 財務代理人とその職務

## &lt; 第30回円貨社債 &gt;

(中略)

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社と財務代理人との間の2025年5月30日付の財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

(中略)

## &lt; 第5回変動利付円貨社債 &gt;

(中略)

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人・支払代理人兼利率確認事務取扱者（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社と財務代理人との間の2025年5月30日付の財務・発行・支払代理および利率確認事務取扱契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

(中略)

## 利息支払の方法

## &lt; 第30回円貨社債 &gt;

本社債の利息は2025年6月6日（その日を含む。）から2030年6月5日（その日を含む。）までこれを付し（ただし、本「利息支払の方法」の第4段落の規定に従う。）、毎年6月5日および12月5日の2回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）から（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。）から）各利払日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

(中略)

## &lt; 第5回変動利付円貨社債 &gt;

(1)(a) 本社債の利息は2025年6月5日（その日を含む。）から2030年6月5日（その日を含まない。）までこれを付し、2025年9月5日を初回として、毎年3月5日、6月5日、9月5日および12月5日の年4回、各々その日（その日を含まない。）までの利息期間（以下に定義する。）についての利息を日本円で後払いする。ただし、かかる日のいずれかが営業日（以下に定義する。）で

ない場合には、利息の当該支払期日を翌営業日に繰下げるものとし（これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合支払期日は直前の営業日に繰上げられるものとする。）、利息は、本ただし書により修正された支払期日（その日を含まない。）までの利息期間について支払われるものとする。いずれかの利息期間またはその一部について支払われるべき利息については、当該利息期間またはその当該部分の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。上記の各利払いの日を、以下「利払日」という。

本発行登録追補書類の本項において、

- ( ) 「営業日」とは、銀行が東京において営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行っている日をいう。
- ( ) 「利息期間」とは、2025年6月5日（その日を含む。）から第1回目の利払日（その日を含まない。）までの期間およびその後の各利払日（その日を含む。）からその次の利払日（最後の利息期間の場合は満期日（下記「償還の方法 - (1) 満期償還」に定義する。）。その日を含まない。）までの期間をいう。
- (b) 本社債には、下記の規定によりその時々決定される利率（年率）（以下「適用利率」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らないものとする。
- ( ) 各利率決定日（以下に定義する。）の正午（東京時間）までに、利率確認事務取扱者（以下に定義する。）は、発行会社に代わって、当該利息期間に関して、以下の計算式に従って算出される利率（必要な場合は、小数第6位以下を四捨五入して小数第5位まで求める。）（以下「TONA複利」という。）を確認する。

$$\left( \prod_{i=1}^{d_n} \left( 1 + \frac{\text{TONA}_i \times n_i}{365} \right) - 1 \right) \times \frac{365}{d}$$

当該利息期間の適用利率は、発行会社に代わって利率確認事務取扱者が確認した上記のTONA複利に年率0.65%を加算した率とする。

（中略）

## 償還の方法

< 第30回円貨社債 >

### (1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」または「償還の方法 - (3) 買入れおよび消却」に従って、それまでに償還されまたは買入消却され（適用される場合。）ていない限り、2030年6月5日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

（中略）

< 第5回変動利付円貨社債 >

### (1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」または「償還の方法 - (3) 買入れおよび消却」に従って、それまでに償還されまたは買入消却され（適用される場合。）ていない限り、2030年6月5日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。ただし、かかる日が営業日でない場合には、本社債の償還期日を翌営業日に繰下げるものとする（ただし、これによりかかる

日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合償還期日は直前の営業日に繰上げられるものとする。 )。

( 中略 )

## 摘 要

( 中略 )

### (4) 支払い

< 第30回円貨社債 >

( 中略 )

< 第 5 回変動利付円貨社債 >

( 中略 )

## 2 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
432億円 (注)	1 億800万円 (注)	430億9,200万円 (注)

(注) 第30回円貨社債および第 5 回変動利付円貨社債の合計金額である。

( 後略 )

## 第2 【売出要項】

該当事項なし

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

## 第4 【その他の記載事項】

<クレディ・アグリコル・エス・エー第30回円貨社債(2025)およびクレディ・アグリコル・エス・エー第5回変動利付円貨社債(2025)>、<クレディ・アグリコル・エス・エー第21回期限前償還条項付非上位円貨社債(2025)、クレディ・アグリコル・エス・エー第22回期限前償還条項付非上位円貨社債(2025)およびクレディ・アグリコル・エス・エー第23回期限前償還条項付非上位円貨社債(2025)>ならびに<クレディ・アグリコル・エス・エー第12回円貨社債(劣後特約付)(2025)およびクレディ・アグリコル・エス・エー第13回期限前償還条項付円貨社債(劣後特約付)(2025)>について、「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書類の表紙に発行会社の名称、社債の名称および以下の記述を記載する。

「本書および本社債に関する2025年5月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では2025年5月30日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては、一部を省略しております。」

<クレディ・アグリコル・エス・エー第21回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）、クレディ・アグリコル・エス・エー第22回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第23回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）に関する情報>

注：別段の記載がある場合を除き、<クレディ・アグリコル・エス・エー第21回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）、クレディ・アグリコル・エス・エー第22回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第23回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）に関する情報>で定義された用語は、当該項目に記載された用語を指す。

## 第1 [募集要項]

本「第1 募集要項」には、クレディ・アグリコル・エス・エー（以下「発行会社」という。）が発行する、異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、クレディ・アグリコル・エス・エー第21回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）（以下「第21回期限前償還条項付非上位円貨社債」という。）、クレディ・アグリコル・エス・エー第22回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）（以下「第22回期限前償還条項付非上位円貨社債」という。）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第23回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）（以下「第23回期限前償還条項付非上位円貨社債」という。）ごとに異なる取扱いがなされる場合、またはそれぞれの社債ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合にはそれぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、<第21回期限前償還条項付非上位円貨社債>、<第22回期限前償還条項付非上位円貨社債>および<第23回期限前償還条項付非上位円貨社債>の見出しの下に記載された「本社債」、「本社債権者」、「社債の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれ第21回期限前償還条項付非上位円貨社債、第22回期限前償還条項付非上位円貨社債および第23回期限前償還条項付非上位円貨社債に係る用語を指し、いずれかの種類の社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該種類の社債に関する関連見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらの社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

### 1 [社債（短期社債を除く。）の募集]

<第21回期限前償還条項付非上位円貨社債>

銘 柄	クレディ・アグリコル・エス・エー 第21回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）(注1)(注2)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	59億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	59億円

発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利 率 (%)	2025年6月6日(その日を含む。)から2028年6月5日(その日を含む。)までの期間については、年1.552%。 利率は下記任意償還日に改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法 - (3)」に従って、ブルームバーグ GDC0 44079 11 1 頁(下記「利息支払の方法 - (3)」に定義する。)に表示される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート(下記「利息支払の方法 - (3)」に定義する。)に0.75%を加算した率(年利)とする。
利払日	毎年6月5日 および12月5日	任意償還日	2028年6月5日
償還期限	2029年6月5日	募集の方法	一般募集
申込証拠金	なし	申込期間	2025年5月30日
払込期日	2025年6月5日	申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店

(中略)

## &lt; 第22回期限前償還条項付非上位円貨社債 &gt;

銘 柄	クレディ・アグリコル・エス・エー 第22回期限前償還条項付非上位円貨社債(2025)(注1)(注2)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	23億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	23億円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利 率(%)	2025年6月6日(その日を含む。)から2030年6月5日(その日を含む。)までの期間については、年1.779%。 利率は下記任意償還日に改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法-(3)」に従って、ブルームバーグGDC0 44079 11 1頁(下記「利息支払の方法-(3)」に定義する。)に表示される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート(下記「利息支払の方法-(3)」に定義する。)に0.87%を加算した率(年利)とする。
利払日	毎年6月5日 および12月5日	任意償還日	2030年6月5日
償還期限	2031年6月5日	募集の方法	一般募集
申込証拠金	なし	申込期間	2025年5月30日
払込期日	2025年6月5日	申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店

(中略)

## &lt; 第23回期限前償還条項付非上位円貨社債 &gt;

銘 柄	クレディ・アグリコル・エス・エー 第23回期限前償還条項付非上位円貨社債(2025)(注1)(注2)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	21億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	21億円

発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利 率 (%)	2025年6月6日(その日を含む。)から2035年6月5日(その日を含む。)までの期間については、年2.273%。 利率は下記任意償還日に改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法 - (3)」に従って、ブルームバーグ GDC0 44079 11 1 頁(下記「利息支払の方法 - (3)」に定義する。)に表示される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート(下記「利息支払の方法 - (3)」に定義する。)に1.05%を加算した率(年利)とする。
利払日	毎年6月5日 および12月5日	任意償還日	2035年6月5日
償還期限	2036年6月5日	募集の方法	一般募集
申込証拠金	なし	申込期間	2025年5月30日
払込期日	2025年6月5日	申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店

(中略)

## 引受人

&lt; 第21回期限前償還条項付非上位円貨社債 &gt;

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
クレディ・アグリコル証券 会社 東京支店	東京都港区東新橋 一丁目9番2号	共同主幹事会社 が連帯して本社 債の発行総額を 引受けるので、 個々の共同主幹 事会社の引受金 額はない。	本社債の発行総額は、 発行会社と共同主幹事 会社との間で2025年5 月30日に調印された元 引受契約に従い、共同 主幹事会社により連帯 して買取引受けされ、 一般に募集される。共 同主幹事会社に対して 支払われる本社債の幹 事、引受けおよび販売 に係る手数料の合計 は、本社債の総額の 0.20%に相当する金額 である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号		
三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目9番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目13番1号		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合 計		5,900	

## &lt; 第22回期限前償還条項付非上位円貨社債 &gt;

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
クレディ・アグリコル証券 会社 東京支店	東京都港区東新橋 一丁目9番2号	共同主幹事会社 が連帯して本社 債の発行総額を 引受けるので、 個々の共同主幹 事会社の引受金 額は無い。	本社債の発行総額は、 発行会社と共同主幹事 会社との間で2025年5 月30日に調印された元 引受契約に従い、共同 主幹事会社により連帯 して買取引受けされ、 一般に募集される。共 同主幹事会社に対して 支払われる本社債の幹 事、引受けおよび販売 に係る手数料の合計 は、本社債の総額の 0.25%に相当する金額 である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号		
三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目9番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目13番1号		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合 計		2,300	

## &lt; 第23回期限前償還条項付非上位円貨社債 &gt;

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
クレディ・アグリコル証券 会社 東京支店	東京都港区東新橋 一丁目9番2号	共同主幹事会社 が連帯して本社 債の発行総額を 引受けるので、 個々の共同主幹 事会社の引受金 額は無い。	本社債の発行総額は、 発行会社と共同主幹事 会社との間で2025年5 月30日に調印された元 引受契約に従い、共同 主幹事会社により連帯 して買取引受けされ、 一般に募集される。共 同主幹事会社に対して 支払われる本社債の幹 事、引受けおよび販売 に係る手数料の合計 は、本社債の総額の 0.35%に相当する金額 である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号		
三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目9番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目13番1号		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合 計		2,100	

## 財務代理人とその職務

(中略)

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人・支払代理人兼利率確認事務取扱者（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社と財務代理人との間の2025年5月30日付の財務・発行・支払代理および利率確認事務取扱契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

(中略)

## 利息支払の方法

## &lt; 第21回期限前償還条項付非上位円貨社債 &gt;

(1) 本社債の利息は2025年6月6日(その日を含む。)から2029年6月5日(その日を含む。)までの期間中、これを付し(ただし、下記「利息支払の方法 - (4)」の規定に従う。)、毎年6月5日および12月5日の年2回、直前の利払日(以下に定義する。)(その日を含まない。)(初回の利払日に関しては、本社債の発行日(その日を含まない。))から各利払日(その日を含む。)までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間の利息の金額につき計算する必要があるときは、かかる期間の最初の日(その日を含む。)から最後の日(その日を含む。)までの期間中の実日数につき、1年を365日とする日割計算による。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

(2) 本社債には、2025年6月6日(その日を含む。)から2028年6月5日(その日を含む。)までの期間中、本社債の金額に対して年1.552%の利率により利息が付されるものとする。

(3)(a) 2028年6月6日(その日を含む。)から2029年6月5日(その日を含む。)までの間(以下「改定後利率適用期間」という。)、すべての本社債が、完全に償還、買入れまたは消却されている場合を除き、本社債には、本社債の金額に対して下記「利息支払の方法 - (3)(b)」に従い決定される改定後適用利率(以下に定義する。)により利息が付されるものとする。

(b) 本社債には、下記「利息支払の方法 - (3)(c)」の適用がない限り、改定後利率適用期間中、以下の(i)または(ii)により決定される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート(以下に定義する。)に0.75%を加算した率(年利)(以下「改定後適用利率」という。)により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる改定後適用利率は0%を下回らないものとする。

(中略)

(4) 本社債の利息は、償還期日(その日を含まない。)後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日(その日を含まない。)からかかる本社債の償還が実際に行われた日(その日を含む。)までの期間中の実日数につき、(i)2025年6月6日(その日を含む。)から2028年6月5日(その日を含む。)までの期間については1年を365日とする日割計算により、上記「利息支払の方法 - (2)」に定める利率により、(ii)2028年6月6日(その日を含む。)以降は1年を365日とする日割計算により、利払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして上記「利息支払の方法 - (3)」を準用して決定される利率により、未払経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、(振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する)財務代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者(以下「機構加入者」という。)に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - (4) 支払い」の第3段落に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

## &lt; 第22回期限前償還条項付非上位円貨社債 &gt;

(1) 本社債の利息は2025年6月6日(その日を含む。)から2031年6月5日(その日を含む。)までの期間中、これを付し(ただし、下記「利息支払の方法 - (4)」の規定に従う。)、毎年6月5日および12月5日の年2回、直前の利払日(以下に定義する。)(その日を含まない。)(初回の利払日に関しては、本社債の発行日(その日を含まない。))から各利払日(その日を含む。)までの6か月分を日本

円で後払いする。6か月以外の期間の利息の金額につき計算する必要があるときは、かかる期間の最初の日(その日を含む。)から最後の日(その日を含む。)までの期間中の実日数につき、1年を365日とする日割計算による。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

- (2) 本社債には、2025年6月6日(その日を含む。)から2030年6月5日(その日を含む。)までの期間中、本社債の金額に対して年1.779%の利率により利息が付されるものとする。
- (3)(a) 2030年6月6日(その日を含む。)から2031年6月5日(その日を含む。)までの間(以下「改定後利率適用期間」という。)、すべての本社債が、完全に償還、買入れまたは消却されている場合を除き、本社債には、本社債の金額に対して下記「利息支払の方法 - (3)(b)」に従い決定される改定後適用利率(以下に定義する。)により利息が付されるものとする。
- (b) 本社債には、下記「利息支払の方法 - (3)(c)」の適用がない限り、改定後利率適用期間中、以下の(i)または(ii)により決定される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート(以下に定義する。)に0.87%を加算した率(年利)(以下「改定後適用利率」という。)により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる改定後適用利率は0%を下回らないものとする。

(中略)

- (4) 本社債の利息は、償還期日(その日を含まない。)後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日(その日を含まない。)からかかる本社債の償還が実際に行われた日(その日を含む。)までの期間中の実日数につき、(i)2025年6月6日(その日を含む。)から2030年6月5日(その日を含む。)までの期間については1年を365日とする日割計算により、上記「利息支払の方法 - (2)」に定める利率により、(ii)2030年6月6日(その日を含む。)以降は1年を365日とする日割計算により、利払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして上記「利息支払の方法 - (3)」を準用して決定される利率により、未払経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、(振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する)財務代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者(以下「機構加入者」という。)に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - (4) 支払い」の第3段落に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

#### < 第23回期限前償還条項付非上位円貨社債 >

- (1) 本社債の利息は2025年6月6日(その日を含む。)から2036年6月5日(その日を含む。)までの期間中、これを付し(ただし、下記「利息支払の方法 - (4)」の規定に従う。)、毎年6月5日および12月5日の年2回、直前の利払日(以下に定義する。)(その日を含まない。)(初回の利払日に関しては、本社債の発行日(その日を含まない。))から各利払日(その日を含む。)までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間の利息の金額につき計算する必要があるときは、かかる期間の最初の日(その日を含む。)から最後の日(その日を含む。)までの期間中の実日数につき、1年を365日とする日割計算による。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。
- 各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

- (2) 本社債には、2025年6月6日（その日を含む。）から2035年6月5日（その日を含む。）までの期間中、本社債の金額に対して年2.273%の利率により利息が付されるものとする。
- (3)(a) 2035年6月6日（その日を含む。）から2036年6月5日（その日を含む。）までの間（以下「改定後利率適用期間」という。）、すべての本社債が、完全に償還、買入れまたは消却されている場合を除き、本社債には、本社債の金額に対して下記「利息支払の方法 - (3)(b)」に従い決定される改定後適用利率（以下に定義する。）により利息が付されるものとする。
- (b) 本社債には、下記「利息支払の方法 - (3)(c)」の適用がない限り、改定後利率適用期間中、以下の（i）または(ii）により決定される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（以下に定義する。）に1.05%を加算した率（年利）（以下「改定後適用利率」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる改定後適用利率は0%を下回らないものとする。

（中略）

- (4) 本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、(i)2025年6月6日（その日を含む。）から2035年6月5日（その日を含む。）までの期間については1年を365日とする日割計算により、上記「利息支払の方法 - (2)」に定める利率により、(ii)2035年6月6日（その日を含む。）以降は1年を365日とする日割計算により、利払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして上記「利息支払の方法 - (3)」を準用して決定される利率により、未払経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - (4) 支払い」の第3段落に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

## 償還の方法

< 第21回期限前償還条項付非上位円貨社債 >

### (1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (3) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (4) 発行会社による任意償還」または「償還の方法 - (5) 買入れおよび消却」に従って、それまでに償還されまたは買入消却され（適用される場合。）していない限り、2029年6月5日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

（中略）

### (4) 発行会社による任意償還

発行会社はその選択により（ただし、下記「償還の方法 - (6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、かつ本社債権者に30日以内15日以上前の公告（当該公告は取り消すことができない。）をすることにより、任意償還日において、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本発行登録追補書類の本項において、

「任意償還日」とは、2028年6月5日をいう。

（中略）

## &lt; 第22回期限前償還条項付非上位円貨社債 &gt;

## (1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (3) MREL/TLAC 不適格事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (4) 発行会社による任意償還」または「償還の方法 - (5) 買入れおよび消却」に従って、それまでに償還されまたは買入消却され（適用される場合。）ていない限り、2031年6月5日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

(中略)

## (4) 発行会社による任意償還

発行会社はその選択により（ただし、下記「償還の方法 - (6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、かつ本社債権者に30日以内15日以上的事前の公告（当該公告は取り消すことができない。）をすることにより、任意償還日において、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本発行登録追補書類の本項において、

「任意償還日」とは、2030年6月5日をいう。

(中略)

## &lt; 第23回期限前償還条項付非上位円貨社債 &gt;

## (1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (3) MREL/TLAC 不適格事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (4) 発行会社による任意償還」または「償還の方法 - (5) 買入れおよび消却」に従って、それまでに償還されまたは買入消却され（適用される場合。）ていない限り、2036年6月5日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

(中略)

## (4) 発行会社による任意償還

発行会社はその選択により（ただし、下記「償還の方法 - (6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、かつ本社債権者に30日以内15日以上的事前の公告（当該公告は取り消すことができない。）をすることにより、任意償還日において、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本発行登録追補書類の本項において、

「任意償還日」とは、2035年6月5日をいう。

(中略)

## 2 [新規発行による手取金の使途]

## (1) [新規発行による手取金の額]

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
103億円（注）	2,490万円（注）	102億7,510万円（注）

（注） 第21回期限前償還条項付非上位円貨社債、第22回期限前償還条項付非上位円貨社債および第23回期限前償還条項付非上位円貨社債の合計金額である。

(後略)

## 第2 [売出要項]

該当事項なし

## 第3 [第三者割当の場合の特記事項]

該当事項なし

## 第4 [その他の記載事項]

<クレディ・アグリコル・エス・エー第30回円貨社債(2025)およびクレディ・アグリコル・エス・エー第5回変動利付円貨社債(2025)>、<クレディ・アグリコル・エス・エー第21回期限前償還条項付非上位円貨社債(2025)、クレディ・アグリコル・エス・エー第22回期限前償還条項付非上位円貨社債(2025)およびクレディ・アグリコル・エス・エー第23回期限前償還条項付非上位円貨社債(2025)>ならびに<クレディ・アグリコル・エス・エー第12回円貨社債(劣後特約付)(2025)およびクレディ・アグリコル・エス・エー第13回期限前償還条項付円貨社債(劣後特約付)(2025)>について、「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書類の表紙に発行会社の名称、社債の名称および以下の記述を記載する。

「本書および本社債に関する2025年5月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では2025年5月30日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては、一部を省略しております。」

<クレディ・アグリコル・エス・エー第12回円貨社債（劣後特約付）（2025）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第13回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2025）に関する情報>

注：別段の記載がある場合を除き、<クレディ・アグリコル・エス・エー第12回円貨社債（劣後特約付）（2025）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第13回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2025）に関する情報>で定義された用語は、当該項目に記載された用語を指す。

## 第1 [募集要項]

本「第1 募集要項」には、クレディ・アグリコル・エス・エー（以下「発行会社」という。）が発行する、異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、クレディ・アグリコル・エス・エー第12回円貨社債（劣後特約付）（2025）（以下「第12回円貨社債（劣後特約付）」という。）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第13回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2025）（以下「第13回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）」という。）ごとに異なる取扱いがなされる場合、またはそれぞれの社債ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合にはそれぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、<第12回円貨社債（劣後特約付）>および<第13回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）>の見出しの下に記載された「本社債」、「本社債権者」、「社債の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれ第12回円貨社債（劣後特約付）および第13回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）に係る用語を指し、いずれかの種類の社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該種類の社債に関する関連見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらの社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

### 1 [社債（短期社債を除く。）の募集]

<第12回円貨社債（劣後特約付）>

銘 柄	クレディ・アグリコル・エス・エー 第12回円貨社債（劣後特約付）（2025）(注1)(注2)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	45億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	45億円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利 率（%）	年2.573%
利払日	毎年6月5日 および12月5日	償還期限	2035年6月5日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し

申込期間	2025年5月30日	払込期日	2025年6月5日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(中略)

## &lt; 第13回期限前償還条項付円貨社債 (劣後特約付) &gt;

銘 柄	クレディ・アグリコル・エス・エー第13回 期限前償還条項付円貨社債 (劣後特約付) (2025) (注1)(注2)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	270億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	270億円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利 率 (%)	2025年6月6日(その日を含む。)から2030年6月5日(その日を含む。)までの期間については、年2.359%。 利率は下記任意償還日に改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法 - (3)」に従って、ブルームバーグGDC0 44079 11 1 頁(下記「利息支払の方法 - (3)」に定義する。)に表示される5年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート(下記「利息支払の方法 - (3)」に定義する。)に1.45%を加算した率(年利)とする。
利払日	毎年6月5日 および12月5日	任意償還日	2030年6月5日
償還期限	2035年6月5日	募集の方法	一般募集
申込証拠金	なし	申込期間	2025年5月30日
払込期日	2025年6月5日	申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店

(中略)

## 引 受 人

## &lt; 第12回円貨社債 (劣後特約付) &gt;

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
クレディ・アグリコル証券 会社 東京支店	東京都港区東新橋 一丁目9番2号	共同主幹事会社 が連帯して本社 債の発行総額を 引受けるので、 個々の共同主幹 事会社の引受金 額はない。	本社債の発行総額は、 発行会社と共同主幹事 会社との間で2025年5 月30日に調印された元 引受契約に従い、共同 主幹事会社により連帯 して買取引受けされ、 一般に募集される。共 同主幹事会社に対して 支払われる本社債の幹 事、引受けおよび販売 に係る手数料の合計 は、本社債の総額の 0.40%に相当する金額 である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号		
三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目9番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目13番1号		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合 計		4,500	

## &lt; 第13回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付） &gt;

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
クレディ・アグリコル証券 会社 東京支店	東京都港区東新橋 一丁目9番2号	共同主幹事会社 が連帯して本社 債の発行総額を 引受けるので、 個々の共同主幹 事会社の引受金 額は無い。	本社債の発行総額は、 発行会社と共同主幹事 会社との間で2025年5 月30日に調印された元 引受契約に従い、共同 主幹事会社により連帯 して買取引受けされ、 一般に募集される。共 同主幹事会社に対して 支払われる本社債の幹 事、引受けおよび販売 に係る手数料の合計 は、本社債の総額の 0.40%に相当する金額 である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号		
三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目9番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目13番1号		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合 計		27,000	

## 財務代理人とその職務

## &lt; 第12回円貨社債（劣後特約付） &gt;

（中略）

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社と財務代理人との間の2025年5月30日付の財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

（中略）

## &lt; 第13回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付） &gt;

（中略）

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人・支払代理人兼利率確認事務取扱者（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社と財務代理人との間の2025年5月30日付の財務・発行・支払代理および利率確認事務取扱契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

（中略）

## 利息支払の方法

## &lt; 第12回円貨社債（劣後特約付） &gt;

本社債の利息は2025年6月6日（その日を含む。）から2035年6月5日（その日を含む。）までこれを付し（ただし、本「利息支払の方法」の第4段落の規定に従う。）、毎年6月5日および12月5日の2回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）から（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。）から）各利払日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

（中略）

## &lt; 第13回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付） &gt;

(1) 本社債の利息は2025年6月6日（その日を含む。）から2035年6月5日（その日を含む。）までの期間中、これを付し（ただし、下記「利息支払の方法 - (4)」の規定に従う。）、毎年6月5日および12月5日の年2回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。））から各利払日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間の利息の金額につき計算する必要があるときは、かかる期間の最初の日（その日を含む。）から最後の日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年を365日とする日割計算による。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

(2) 本社債には、2025年6月6日（その日を含む。）から2030年6月5日（その日を含む。）までの期間中、本社債の金額に対して年2.359%の利率により利息が付されるものとする。

(3)(a) 2030年6月6日（その日を含む。）から2035年6月5日（その日を含む。）までの間（以下「改定後利率適用期間」という。）、すべての本社債が、完全に償還、買入れまたは消却されている場合を除き、本社債には、本社債の金額に対して下記「利息支払の方法 - (3)(b)」に従い決定される改定後適用利率（以下に定義する。）により利息が付されるものとする。

(b) 本社債には、下記「利息支払の方法 - (3)(c)」の適用がない限り、改定後利率適用期間中、以下の(i)または(ii)により決定される5年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（以下に定義する。）に1.45%を加算した率（年利）（以下「改定後適用利率」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる改定後適用利率は0%を下回らないものとする。

（中略）

(4) 本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、(i)2025年6月6日（その日を含む。）から2030年6月5日（その日を含む。）までの期間については1年を365日とする日割計算により、上記「利息支払の方法 - (2)」に定める利率により、(ii)2030年6月6日（その日を含む。）以降は1年を365日とする日割計算により、利払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして上記「利息支払の方法 - (3)」を準用して決定される利率により、未払経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により

可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - (4) 支払い」の第3段落に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

## 償還の方法

<第12回円貨社債（劣後特約付）>

### (1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (3) 資本事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (4) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」または「償還の方法 - (5) 買入れおよび消却」に従って、それまでに償還されまたは買入消却され（適用される場合。）ていない限り、2035年6月5日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

（中略）

### (6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件

本社債は、以下のすべての条件が、当該条件が以下に従い適用される場合に充足される場合に限り、上記「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (3) 資本事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (4) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」および「償還の方法 - (5) 買入れおよび消却」に従って（場合による。）、償還または買入れおよび消却（適用される場合。）することができる。

- (i) 適用あるMREL/TLAC規制および/または適用ある銀行規制（下記「本社債の地位」に定義する。）により禁じられていない償還または買入れおよび消却（適用される場合。）であり、かつ
- (ii) 関連規制当局および/または関連破綻処理当局が償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対して、必要な場合に事前の許可を与えた場合。

この点について、CRR規則（下記「本社債の地位」に定義する。）第77条および第78条は、2025年5月30日時点の適用規定により、関連規制当局が本社債の償還または買入れの許可を与えることを定めている。ただし、以下の条件を満たす場合に限る。

（中略）

<第13回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）>

### (1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (3) 資本事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (4) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (5) 発行会社による任意償還」または「償還の方法 - (6) 買入れおよび消却」に従って、それまでに償還されまたは買入消却され（適用される場合。）ていない限り、2035年6月5日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

（中略）

### (5) 発行会社による任意償還

発行会社はその選択により（ただし、下記「償還の方法 - (7) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、かつ本社債権者に30日以内15日以上の上記の公告（当該公告は取り消すことができない。）をすることにより、任意償還日において、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本発行登録追補書類の本項において、

「任意償還日」とは、2030年6月5日をいう。

( 中略 )

**(7) 償還または買入れおよび消却 (適用される場合。 ) に対する追加条件**

本社債は、以下のすべての条件が、当該条件が以下に従い適用される場合に充足される場合に限り、上記「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (3) 資本事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (4) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (5) 発行会社による任意償還」および「償還の方法 - (6) 買入れおよび消却」に従って (場合による。 )、償還または買入れおよび消却 (適用される場合。 ) することができる。

- (i) 適用あるMREL/TLAC規制および/または適用ある銀行規制 (下記「本社債の地位」に定義する。 ) により禁じられていない償還または買入れおよび消却 (適用される場合。 ) であり、かつ
- (ii) 関連規制当局および/または関連破綻処理当局が償還または買入れおよび消却 (適用される場合。 ) に対して、必要な場合に事前の許可を与えた場合。

この点について、CRR規則 (下記「本社債の地位」に定義する。 ) 第77条および第78条は、2025年5月30日時点の適用規定により、関連規制当局が本社債の償還または買入れの許可を与えることを定めている。ただし、以下の条件を満たす場合に限る。

( 中略 )

**2 [新規発行による手取金の使途]**

**(1) [新規発行による手取金の額]**

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
315億円 (注)	1億2,600万円 (注)	313億7,400万円 (注)

(注) 第12回円貨社債 (劣後特約付) および第13回期限前償還条項付円貨社債 (劣後特約付) の合計金額である。

( 後略 )

## 募集又は売出しに関する特別記載事項

### 本社債についてのリスク要因

(中略)

**本社債の早期償還は、本社債権者により予測される利回りを予測よりも著しく低下させる可能性がある。**

上記「償還の方法 - (5) 発行会社による任意償還」に従って、発行会社は、その選択により（ただし、第12回円貨社債（劣後特約付）に関する上記「償還の方法 - (6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」および第13回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）に関する上記「償還の方法 - (7) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従う。）、本社債の金額の100%で未払いの経過利息（もしあれば）を付して本社債の全部（一部は不可）を償還できる。

さらに、上記「本社債の地位」に記載のとおり、規制上、本社債は、Tier2資本として扱われることを意図されており、かかる扱いを受けなくなる可能性が高くなるような適用ある銀行規制の変更が生じる場合には、資本事由が発生し、社債の要項に従うことを条件として、発行会社は、本社債の金額の100%で未払いの経過利息（もしあれば）を付して本社債の全部（一部は不可）を償還する権利を有する（ただし、第12回円貨社債（劣後特約付）に関する上記「償還の方法 - (6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」および第13回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）に関する上記「償還の方法 - (7) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従う。）。

(中略)

### 第2 [売出要項]

該当事項なし

### 第3 [第三者割当の場合の特記事項]

該当事項なし

### 第4 [その他の記載事項]

<クレディ・アグリコル・エス・エー第30回円貨社債（2025）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第5回変動利付円貨社債（2025）>、<クレディ・アグリコル・エス・エー第21回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）>、<クレディ・アグリコル・エス・エー第22回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第23回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）>ならびに<クレディ・アグリコル・エス・エー第12回円貨社債（劣後特約付）（2025）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第13回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2025）>について、「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書類の表紙に発行会社の名称、社債の名称および以下の記述を記載する。

「本書および本社債に関する2025年5月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では2025年5月30日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては、一部を省略しております。」

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2024年度）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）  
2025年5月28日関東財務局長に提出

#### 2 【半期報告書】

該当事項なし。

#### 3 【臨時報告書】

該当事項なし。

#### 4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

#### 5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

#### 6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

#### 7 【訂正報告書】

該当事項なし。

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（2025年5月30日）までの間において生じた変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、当該事項については、本発行登録追補書類提出日（2025年5月30日）においてもその判断に変更はなく、2025年5月28日に提出された訂正発行登録書に添付されている「有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類」に記載された事項を除き、新たに記載する将来に関する事項もない。

なお、当該有価証券報告書および「有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類」に記載されている将来に関する事項は、その作成時点での予想や一定の前提に基づいており、その達成および将来の業績を保証するものではない。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

### 第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし。